

平成23年度
行政監査の結果に関する報告

長野県監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

平成24年3月29日

長野県監査委員	吉澤直亮
同	田口敏子
同	上野紘志
同	風間辰一

目 次

第1章	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の対象機関	1
4	監査の着眼点	2
5	監査の方法	2
	(1) 書面調査	2
	(2) 実地調査	2
6	監査の時期	3
第2章	監査の結果	3
1	パソコンの処分状況	3
	(1) 処分台数及び処分方法	3
	(2) 再資源化の状況	4
	(3) 再資源化の費用及び節区分	5
	(4) 再資源化において参考とした事項	5
	(5) 再資源化を実施しなかった理由	6
	(6) データ消去	6
	(7) 物品管理上の手続	7
2	不用パソコンの保有状況	8
	(1) 保有台数	8
	(2) 取得方法及び取得年度	9
	(3) 活用検討の有無	10
	(4) 未処分の理由	10
	(5) データ消去	10
	(6) 保管場所	11
	(7) 今後の処分予定時期	11
	(8) 物品管理上の手続	11
3	実地調査	13
	(1) 対象機関	13
	(2) 調査結果	13
第3章	総 括	15
1	再資源化の促進【意見】	15
2	効率的な再資源化【意見】	15
3	規則上の手続の徹底【意見】	15
4	パソコンの適切な管理【検討事項】	16
5	データの適切な管理等【意見・検討事項】	16
6	今後の課題【意見】	16
【参考 1】	関係法令等	17
【参考 2】	データの消去	18

平成23年度行政監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

「パーソナルコンピュータの再資源化について」

注) 「再資源化」とは、使用済みのパソコンのうち有用なものを再生資源（プラスチック、鉄、銅、アルミ等）又は再生部品（各種部品等）として使用できる状態にすることをいいます。

2 監査の目的

パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）で不用となったもの（重量が1キログラム以下のものを除く。以下のパソコンにおいて同じ。）は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）において、「指定再資源化製品」に該当することから、製造業者等が自主回収を行い、その再資源化を図ることが義務付けられています。

また、県では平成23年度から5か年の「長野県廃棄物処理計画（第三期）」を策定し、資源の循環利用を推進しています。

そのような中で、平成22年度及び23年度の定期監査において、一部の機関で不用なパソコンを解体した上、通常の廃棄物として処分していた事例や、不用決定後にパソコンが倉庫等に保管されたまま処分されていない事例があったことから、処分の実態、保管状況等に加え、保存データの取扱いについて把握、検証し、適正な処理と再資源化の促進に資することを目的に実施しました。

3 監査の対象機関

監査は、全ての機関を対象としました。部局別の対象機関は、表1のとおりです。

表1 対象機関数

部 局	本 庁	現地機関	計
危機管理部	2	2	4
企画部	8	6	14
総務部	11	23	34
健康福祉部	8	30	38
環境部	7	12	19
商工労働部	5	30	35
観光部	3	3	6
農政部	5	44	49
林務部	3	12	15
建設部	9	24	33
会計局	2	4	6
教育委員会	8	112	120
警察本部	1	31	32
監査・人事・労働委員会	3		3
議会	3		3
企業局	1	5	6
計	79	338	417

注) ・地方事務所は各課ごとに1機関として計上しました。

(地域政策課は総務部、商工観光課及び商工観光建築課は商工労働部に計上)

・付置機関、支所等は機関数には計上していません。(以下の部局を用いた表において同じ。)

4 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次のとおりです。

- ・ 不用品パソコンの再資源化を図っているか。
- ・ 不用品パソコン内のデータ消去を行っているか。
- ・ 不用品パソコンの保有状況はどうか。
- ・ 未処分の理由は何か。

5 監査の方法

監査は、次により実施しました。

(1) 書面調査

監査対象機関から、パソコンの処分状況及び不用品パソコンの保有状況について、調書の提出を求めて実施しました。

ア 調査の対象パソコン

調査の対象としたパソコンは、表2のとおりです。

表2 対象パソコンの種類

種 類	具 体 例
ノート型	ノートパソコン モバイルパソコン
デスクトップ型	デスクトップ(机上型)パソコン ※ 本体と表示装置(CRTディスプレイ装置、液晶ディスプレイ装置)が分離型及び一体型のもの
本体のみ	デスクトップ(机上型)パソコンのうちの本体部分
ディスプレイのみ	パソコンの表示装置としての「CRTディスプレイ装置」、「液晶ディスプレイ装置」

注) サーバ、プリンタやスキャナなどの周辺機器、ワードプロセッサ(ワープロ)は含みません。

イ 調査の項目

次の2項目について調査を実施しました。

① 平成20年4月1日から平成23年11月30日までに実施した、パソコンの再資源化(※1)、廃棄物処理(※2)、所管換(※3)等(以下「パソコンの処分」という。)の状況

※1：再資源化 … 資源有効利用促進法に基づきパソコンの製造業者等に再資源化を委託したもの

※2：廃棄物処理 … 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき廃棄物処理業者に処理を委託したもの

※3：所管換 … 当該機関で使用する見込みがなくなったため、県の他の機関へ所管を移したもの

② 平成23年11月30日現在での不用品パソコン(※4)(以下「不用品パソコン」という。)の保有状況

※4 リース期間中のもの、リース期間終了後のものでリース業者に返却する予定のもの及び所管換の予定のあるものを除きます。

(2) 実地調査

監査対象機関から提出された調書を基に、調査を実施しました。

ア 対象機関の選定

不用品パソコンを保有する機関のうち、保有台数の多い15機関(表32参照)を選定して実施しました。

イ 調査の項目

調書を基に、主に次の2項目について、関係書類の調査及び担当者からの聞き取り調査を実施し、併せて不用品パソコンの現物確認を行いました。

- ① 不用パソコンの保有状況及び今後の再資源化の予定
- ② 再資源化の事務手続（該当機関に限る。）

6 監査の時期

監査は、平成23年12月から平成24年3月までの間に実施しました。そのうち、実地調査は、平成24年2月から3月にかけて実施しました。

第2 監査の結果

1 パソコンの処分状況

(1) 処分台数及び処分方法

平成20年4月1日から平成23年11月30日までの間に108機関で、合計1,755台のパソコンが処分されました。部局別の処分台数は、表3のとおりです。建設部と教育委員会の処分台数が、他の部局に比べて多い要因については、リースではなく、購入したパソコンが多いためと考えられます。

表3 部局別のパソコンの処分台数

(単位:台)

部 局	パソコンの処分機関数			パソコンの処分台数			
	本 庁	現地機関	計	本 庁	現地機関	計	構成比(%) ※
危機管理部							
企画部		2	2		14	14	0.8
総務部	3	5	8	7	131	138	7.9
健康福祉部	3	5	8	31	123	154	8.8
環境部	1		1	1		1	0.1
商工労働部	1	8	9	2	42	44	2.5
観光部							
農政部		14	14		91	91	5.2
林務部		3	3		19	19	1.1
建設部	3	16	19	54	659	713	40.6
会計局							
教育委員会	1	37	38	129	364	493	28.1
警察本部	1		1	7		7	0.4
監査・人事・労働委員会							
議 会							
企業局	1	4	5	27	54	81	4.6
計	14	94	108	258	1,497	1,755	100.0

※ 構成比は端数処理の関係で、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。(以下の構成比を用いた表において同じ。)

パソコンの種類別の処分台数は、表4のとおりです。ノート型のパソコンが最も多く、1,164台で、全体の66.3%を占めています。次いで、デスクトップ型の425台となっています。

なお、表4以下の表中に記載の「不明」は、保存期限終了後の書類の廃棄等により確認ができないものなどが該当します。

表4 パソコンの種類別処分台数

(単位:台)

項 目	処分したパソコンの種類					計
	ノート型	デスクトップ型	本体のみ	ディスプレイのみ	不明	
パソコンの種類	1,164	425	50	72	44	1,755
構成比(%)	66.3	24.2	2.8	4.1	2.5	100.0

年度別の処分方法は、表5のとおりです。処分方法では、再資源化が512台で、全体の29.2%を占めている一方で、廃棄物処理は、その倍の1,024台で、58.3%と大きな割合を占めています。なお、「その他」には、売払いなどが含まれています。

また、処分年度では、平成20年度が810台と最も多く、次いで、平成22年度の480台となっています。平成20年度の処分台数が多い一つ要因としては、「備品確認調査の実施について」（平成20年12月11日付け20管第188号管財課長通知）が管財課から発出され、該当機関に不用品の処分を検討するよう周知がなされたことによるものです。

表5 年度別処分方法

(単位:台)

処分年度	パソコンの処分方法						計	構成比(%)
	再資源化	廃棄物処理	無償引取り ※1	所管換	その他			
平成20年度	317	450	40	1	2	810	46.2	
平成21年度	4	258	121	4		387	22.1	
平成22年度	171	266	21	11	11	480	27.4	
平成23年度 ※2	20	50	5	3		78	4.4	
計	512	1,024	187	19	13	1,755	100.0	
構成比(%)	29.2	58.3	10.7	1.1	0.7	100.0		

※1「無償引取り」には、業者が不用品パソコンを無償で回収する場合、廃品回収などが含まれます。

※2 平成23年度は11月30日までのデータです。(以下の年度を用いた表において同じ。)

(2) 再資源化の状況

部局別の再資源化の状況は、表6のとおりです。パソコンの再資源化を行った機関は30機関で、パソコンの処分を行った108機関の27.8%となっています。

表6 部局別の再資源化の状況

部 局	パソコンの処分機関数			再資源化を行った機関数			パソコンの処分 機関数に対 する割合(%)
	本 庁	現地機関	計	本 庁	現地機関	計	
危機管理部							
企画部		2	2				0.0
総務部	3	5	8		2	2	25.0
健康福祉部	3	5	8	1	3	4	50.0
環境部	1		1	1		1	100.0
商工労働部	1	8	9		2	2	22.2
観光部							
農政部		14	14		6	6	42.9
林務部		3	3		1	1	33.3
建設部	3	16	19		7	7	36.8
会計局							
教育委員会	1	37	38	1	6	7	18.4
警察本部	1		1				0.0
監査・人事・労働委員会							
議 会							
企業局	1	4	5				0.0
計	14	94	108	3	27	30	27.8

再資源化の年度別の実施状況は、表7のとおりです。平成20年度が317台で最も多い状況です。これは多量のパソコンを一括で再資源化した機関があったことによるものです。

表7 再資源化の年度別実施状況

(単位:台)

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	計
実施機関	10	2	17	4	30 ※
パソコン台数	317	4	171	20	512
構成比(%)	61.9	0.8	33.4	3.9	100.0

※ 3機関が複数年度で実施しているため、各年度の合計とは一致しません。

(3) 再資源化の費用及び節区分

再資源化に要した費用の状況は表8のとおりです。1台当たりの平均費用は、約3,400円（運搬費を含む。）であり、また、表9の歳出予算の節の区分をみると、役務費（12節）及び委託料（13節）のそれぞれの節からの支出がありました。パソコンの再資源化においても、産業廃棄物処理の委託となることから、再資源化のみの契約及び再資源化と収集運搬を同時に契約した場合は、「産業廃棄物適正処理に関する質疑応答」（平成16年2月17日付け生活環境部長通知）により、委託料での支出が適当とされています。

表8 再資源化の費用

(単位:台、円)

項目	台数	費用 (運搬費を含む)	1台当たり費用
再資源化の台数・費用	512	1,744,893	3,408

表9 節ごとの支出額

(単位:円)

項目	役務費 (12節)	委託料 (13節)	計
支出した節	452,824	1,292,069	1,744,893
構成比(%)	26.0	74.0	100.0

(4) 再資源化において参考とした事項

再資源化を実施した機関が、再資源化を行うに当たって参考とした事項については、表10のとおりです。「再資源化の実施業者（パソコンメーカー等）に確認した」との回答が20機関と最も多く、他には「県庁主管課、会計指導担当、会計センターに確認した」が11機関、「パソコン3R推進協会(※)」への確認等が7機関となっています。

※ パソコン及びパソコン用ディスプレイの製造メーカーや輸入販売事業者とともに「資源有効利用促進法」に基づく、パソコン及びパソコン用ディスプレイの3R（リデュース・リユース・リサイクル）を促進している一般社団法人

表10 再資源化に当たって参考とした事項

再資源化に当たって参考とした事項（主な回答）	回答機関数 (複数回答あり)
再資源化の実施業者（パソコンメーカー等）に確認した	20
県庁主管課、会計指導担当、会計センターに確認した	11
パソコン3R推進協会へ確認又は同協会ホームページを参考にした	7
実績のある他の機関に確認した	5
パソコンメーカーのホームページ等を参考にした	2

(5) 再資源化を実施しなかった理由

再資源化を実施しなかった機関に対してその理由を確認した結果は、表11のとおりです。「再資源化の認識がなかった」が28機関で最も多い状況です。

表11 再資源化を実施しなかった理由

再資源化をしなかった主な理由	回答機関数
再資源化の認識がなかった	28
再資源化に伴う予算がなかった	6
再資源化の方法がわからなかった	5
予算(経費)節減のため	2
不明・その他	37
計	78

(6) データ消去

パソコンの処分に伴って行わなければならないデータ消去の状況は、表12のとおりです。処分したパソコンの81.7%に当たる1,434台でデータ消去が行われており、データ消去を行わなかったと答えた機関はありませんでした。しかしながら、「不明」のパソコンが162台ありました。

表12 データ消去の状況

(単位:台)

項目	データ消去の必要があるもの		データ消去の必要がないもの※	不明	計
	データ消去あり	データ消去なし			
データ消去の有無	1,434	0	159	162	1,755
構成比(%)	81.7	0.0	9.1	9.2	100.0

※「必要がないもの」は、ディスプレイのみの場合、教育用(生徒のパソコン実習等)で消去するデータが存在しない場合等を指します。

データ消去の方法別の内訳は、表13のとおりです。表12の「データ消去あり」のパソコンにおけるデータ消去方法では、「物理的破壊」が794台で最も多く、全体の55.4%を占めています。次いで、「処分業者に依頼」が415台で、28.9%となっていますが、「データ消去用ソフトウェア」は112台で、7.8%と低い状況となっています。物理的破壊では、「ハードディスクを分解して基盤を破壊する。」、「ドリルでハードディスクに穴を開ける。」などの方法がとられていました。また、データ消去用のソフトウェアでは、情報統計課情報システム推進室で所有するソフトウェアを借用したもの、市販のソフトウェアを購入したものなどがありました。

表13 データ消去の方法

(単位:台)

項目	物理的破壊	処分業者に依頼	処分業者以外の業者に依頼	データ消去用ソフトウェア	計
データ消去の方法	794	415	113	112	1,434
構成比(%)	55.4	28.9	7.9	7.8	100.0

(7) 物品管理上の手続

ア 遊休物品の登録について

財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第235条では、「財産管理者は、その所管に属する物品で使用する見込みのないものがあるときは、遊休物品として、遊休物品登録決議書（様式第235号）により登録しなければならない。ただし、別に定めるものについては、この限りでない。」と規定しています。

処分したパソコンにおける遊休物品の登録状況は、表14のとおりです。登録をしていないものが1,448台で、全体の82.5%を占めています。

表14 遊休物品登録の有無

(単位:台)

項目	あり	なし	不明	計
遊休物品登録の有無	57	1,448	250	1,755
構成比(%)	3.2	82.5	14.2	100.0

遊休物品登録をしなかった理由は、表15のとおりです。規則第235条に規定する「別に定めるもの」に該当するもの（表15中のアからオまで）が多くを占めています。

表15 遊休物品登録が「なし」の理由

(単位:台)

遊休物品登録が「なし」の理由	台数	構成比(%)
	ア 他の財産管理者が所管換を希望していたため	16
イ 消耗品のパソコンで他の財産管理者においても使用する見込みがないため	198	13.7
ウ 備品のパソコンで他の財産管理者においても使用する見込みがなく、かつ耐用年数の2倍を経過し、明らかに使用する見込みがないため	686	47.4
エ 備品のパソコンで損耗等が甚だしく多額の修繕費(取得価格の2分の1以上)を要するため	135	9.3
オ 上記の他明らかに使用する見込みがないため	335	23.1
不明	78	5.4
計	1,448	100.0

イ 物品の不用決定について

規則第237条では、「財産管理者は、その所管に属する物品で使うことができないもの又は使用する必要のないものがあるときは、物品不用決定決議書（様式第236号）により不用の決定をしなければならない。」と規定しています。不用決定決議の状況は、表16のとおりです。

処分したパソコンにおける不用決定決議の状況では、決議を行っているものが1,307台で、全体の74.5%を占めている一方、決議が必要なものの、その手続きを行っていないものが177台で10.1%ありました。

表16 不用決定決議の有無

(単位:台)

パソコンの分類	不用決定決議の必要なもの		不用決定決議の必要のないもの※	不明	計
	不用決定決議あり	不用決定決議なし			
備品	1,200	22	18	134	1,374
消耗品	107	127	1	38	273
不明		28		80	108
計	1,307	177	19	252	1,755
構成比(%)	74.5	10.1	1.1	14.4	100.0

※「必要のないもの」は所管換を行ったパソコンです。

不用決定決議から処分までの経過年月別の処分台数は、表17のとおりです。決議を行った月に処分したものが702台で、全体の53.7%、翌月に処分したものが152台で、11.6%を占めています。なお、全体の約94%が1年以内の処分となっています。

表17 不用決定決議から処分までの経過年月

(単位:台)

項目	同月内に処分	翌月に処分	翌々月に処分	～半年	～1年	～2年	～3年	～5年	～7年	計
不用決定決議から処分までの経過年月	702	152	26	195	150	48	9	7	18	1,307
構成比(%)	53.7	11.6	2.0	14.9	11.5	3.7	0.7	0.5	1.4	100.0

2 不用パソコンの保有状況

(1) 保有台数

不用パソコンの部局別の保有台数は、表18のとおりです。全機関のうち、不用パソコンを保有している機関は132機関で、その台数の合計は1,303台となっています。保有台数では、教育委員会と建設部が、他の部局に比べて多い状況となっていますが、これも処分状況と同様に、リースではなく、購入したパソコンが多いためと考えられます。

表18 部局別の不用パソコン保有台数

(単位:台)

部局	不用パソコンの保有機関数			不用パソコンの保有台数			
	本庁	現地機関	計	本庁	現地機関	計	構成比(%)
危機管理部							
企画部		2	2		5	5	0.4
総務部	4	11	15	10	83	93	7.1
健康福祉部		11	11		53	53	4.1
環境部	2	2	4	4	3	7	0.5
商工労働部	1	8	9	1	63	64	4.9
観光部							
農政部	1	15	16	1	75	76	5.8
林務部		4	4		31	31	2.4
建設部	8	14	22	99	329	428	32.8
会計局							
教育委員会		43	43		505	505	38.8
警察本部	1	3	4	1	5	6	0.5
監査・人事・労働委員会							
議会							
企業局	1	1	2	26	9	35	2.7
計	18	114	132	142	1,161	1,303	100.0

不用パソコンの種類及び不用パソコンを使用していたときの用途別の保有台数は、表19のとおりです。ノート型では一般事務用が667台で最も多く、ノート型以外においては教育用が、それぞれ最も多い状況となっています。

表19 種類別・用途別保有台数

(単位:台)

使用時の用途	ノート型	デスクトップ型	本体のみ	ディスプレイのみ	計	構成比(%)
一般事務用	667	24	7	13	711	54.6
教育用	95	182	58	110	445	34.2
試験・研究用	7	21	12	13	53	4.1
その他	2	2	1		5	0.4
不明	50	7	9	23	89	6.8
計	821	236	87	159	1,303	100.0
構成比(%)	63.0	18.1	6.7	12.2	100.0	

不用パソコンの物品管理上の分類は、表20のとおりです。備品が638台で、全体の49.0%を占めています。一方、備品か消耗品か判断できない「不明」のものが375台ありました。

表20 不用パソコンの分類

(単位:台)

項目	備品※	消耗品	不明	計
不用パソコンの分類	638	290	375	1,303
構成比(%)	49.0	22.3	28.8	100.0

※「備品」とは、1個又は1組の物品の取得価格が10万円以上のもので1年以上にわたり使用に耐えると認められる物品をいいます。

(2) 取得方法及び取得年度

不用パソコンの取得方法の内訳は、表21のとおりです。取得方法では、購入が633台で最も多く、全体の48.6%を占めています。また、リースしていたパソコンをリース期間の終了後に取得した例も多く、購入と寄付の合計では188台で、約14%となっています。なお、不用パソコンの保有台数の多い教育委員会と建設部を個別にみると、教育委員会ではリース期間終了後の購入及び寄付が多く、一方、建設部では購入が多い状況となっています。

表21 取得方法

(単位:台)

項目	購入※	リース期間 終了後の購入	リース期間 終了後の寄付	その他の寄付	所管換	不明	計
取得方法	633	145	43	42	37	403	1,303
構成比(%)	48.6	11.1	3.3	3.2	2.8	30.9	100.0

(部局別内訳)

教育委員会	132	117	27	41	16	172	505
建設部	329	2	1		10	86	428
その他の部局	172	26	15	1	11	145	370

※「購入」には中古品の購入を含みます。

取得方法別の取得年度の分布は、表22のとおりです。平成12～15年度が最も多く315台、次いで、平成16～19年度の286台となっています。これらを合わせると601台となり、取得年度が不明のものを除いた全体の約70%を占めています。

表22 取得年度の分布

(単位:台)

取得方法	取得年度							不明	計	構成比 (%)
	昭和62年度以前	昭和63～平成3年度	平成4～7年度	平成8～11年度	平成12～15年度	平成16～19年度	平成20～23年度			
購入	46	20	20	97	247	165	2	36	633	48.6
リース期間終了後の購入				12	2	105	17	9	145	11.1
リース期間終了後の寄付					14	7	15	7	43	3.3
その他の寄付			1		32	4		5	42	3.2
所管換 ※			4	12	14	4		3	37	2.8
不明		1	4	7	6	1	1	383	403	30.9
計	46	21	29	128	315	286	35	443	1,303	100.0
構成比 (%)	3.5	1.6	2.2	9.8	24.2	21.9	2.7	34.0	100.0	

※ 所管換の取得年度は所管換の年度ではなく当初取得の年度で計上しました。

(3) 活用検討の有無

パソコンが不用となったときに、同一機関内での活用についての検討を行ったかについて確認したところ、検討したパソコンは476台で、全体の36.5%でした。活用検討の状況は、表23のとおりです。

表23 活用検討の有無

(単位:台)

項目	あり	なし	不明	計
活用検討の有無	476	408	419	1,303
構成比 (%)	36.5	31.3	32.2	100.0

(4) 未処分の理由

不用パソコンを処分していない主な理由は、表24のとおりです。「処分について検討中」及び「処分の手続中」を除くと、「処分に伴う予算がない」が最も多く、他に「経過不明なパソコンは処分しづらい」、「再資源化の方法がわからない」などがありました。

表24 未処分の理由

未処分の理由	回答機関数 (複数回答あり)
処分について検討中	62
処分に伴う予算がない	40
経過不明なパソコンは処分しづらい	33
処分の手続中	26
再資源化の方法がわからない	18
データ消去の方法がわからない	6

(5) データ消去

不用パソコンのデータ消去の状況は、表25のとおりです。データ消去を行っていないものが480台と最も多く、全体の36.8%を占めています。また、データ消去をしたか不明のものも298台と多い状況となっています。

表25 データ消去の有無

(単位:台)

項目	あり	なし	必要なし	不明	計
データ消去の有無	244	480	281	298	1,303
構成比(%)	18.7	36.8	21.6	22.9	100.0

(6) 保管場所

不用パソコンの保管場所の内訳は、表26のとおりです。「倉庫」が962台で最も多く、全体の73.8%、以下、「事務室・職員室」、「教室・準備室」の順となっています。

施錠(※)については、全ての機関において行われています。

※ 施錠については、職員の退庁時に施錠をする場合などを含みます。

表26 保管場所

(単位:台)

項目	倉庫	事務室・職員室	教室・準備室	会議室	計
保管場所	962	187	146	8	1,303
構成比(%)	73.8	14.4	11.2	0.6	100.0

(7) 今後の処分予定時期

不用パソコンの処分予定については、表27のとおりです。平成24年度までに、1,303台のうちの半数以上が処分される予定となっています。一方、処分予定時期が未定のものも多く257台で、全体の19.7%となっています。

表27 処分予定時期

(単位:台)

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度以降	未定	計
処分予定時期	323	362	361	257	1,303
構成比(%)	24.8	27.8	27.7	19.7	100.0

(8) 物品管理上の手続

ア 遊休物品の登録について

保有パソコンにおける遊休物品の登録状況は、表28のとおりです。遊休物品の登録を行っていないものが1,063台で、全体の81.6%を占めています。

表28 遊休物品登録の有無

(単位:台)

項目	あり	なし	不明	計
遊休物品登録の有無	14	1,063	226	1,303
構成比(%)	1.1	81.6	17.3	100.0

遊休物品登録をしていない理由は、表29のとおりです。規則第235条に規定する「別に定めるもの」に該当するもの（表29中のアからエまで）が多くを占めていますが、一方で理由が「不明」のパソコンが87台ありました。また、「今後登録予定」のものが、61台となっています。

表29 遊休物品登録が「なし」の理由

(単位:台)

遊休物品登録が「なし」の理由	台数	
	台数	構成比(%)
ア 消耗品のパソコンで他の財産管理者においても使用する見込みがないため	162	15.2
イ 備品のパソコンで他の財産管理者においても使用する見込みがなく、かつ耐用年数の2倍を経過し、明らかに使用する見込みがないため	318	29.9
ウ 備品のパソコンで損耗等が甚だしく多額の修繕費(取得価格の2分の1以上)を要するため	76	7.1
エ 上記の他明らかに使用する見込みがないため	359	33.8
オ 今後登録予定	61	5.7
不 明	87	8.2
計	1,063	100.0

イ 物品の不用決定について

不用決定決議の状況は、表30のとおりです。不用決定決議を行っていないものが665台で、全体の51.0%を占めています。不用なパソコンでありながら、不用決定をしていないものが多い状況です。

表30 不用決定決議の有無

(単位:台)

パソコンの分類	不用決定決議の有無			
	あり	なし	不明	計
備 品	289	334	15	638
消 耗 品	10	262	18	290
不 明	0	69	306	375
計	299	665	339	1,303
構成比(%)	22.9	51.0	26.0	100.0

不用パソコンの、不用決定決議から調査時点である平成23年11月30日までの経過年月の状況は、表31のとおりです。不用決定決議を行った299台のうち、1年以上経過しているものが合計で195台あり、全体の約65%を占めています。

表31 不用決定決議からの経過年月

(単位:台)

項 目	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上	計
不用決定決議からの経過年月	104	70	68	25	23	9	299
構成比(%)	34.8	23.4	22.7	8.4	7.7	3.0	100.0

3 実地調査

(1) 対象機関

実地調査は、不用パソコンの保有台数の多い15機関を選定して、平成24年の2月から3月にかけて実施しました。実地調査を実施した機関及び実地調査日は、表32のとおりです。

実地調査を実施した15機関における不用パソコンの保有台数は、合計698台であり、これは全保有台数1,303台の約54%に当たります。

表32 実地調査の対象機関

部 局	機 関 数	機 関 名	実 地 調 査 日
総 務 部	1	木曾地方事務所(地域政策課)	平成24年2月21日
商 工 労 働 部	1	工科短期大学校	平成24年2月22日
農 政 部	1	木曾地方事務所(農地整備課)	平成24年2月21日
建 設 部	7	砂防課	平成24年2月20日
		北信建設事務所	
		千曲建設事務所	平成24年2月22日
		諏訪建設事務所	平成24年2月23日
		大町建設事務所	
		飯田建設事務所	平成24年2月24日
		松本建設事務所	
教 育 委 員 会	4	屋代南高等学校	平成24年2月20日
		蘇南高等学校	平成24年2月21日
		飯田工業高等学校	平成24年2月24日
		諏訪実業高等学校	平成24年3月5日
企 業 局	1	企業局	平成24年2月17日
計	15		

(2) 調査結果

ア 不用パソコンの保有状況及び処分予定

平成23年11月30日現在での不用パソコンの保有状況等は、表33のとおりです。

今後の処分予定については、不用パソコンを保有する全ての機関において、再資源化を行う予定との回答を得ました。なお、保有台数の最も多い飯田工業高等学校では、平成25年4月の飯田長姫高等学校との統合も踏まえ、平成25年度以降の再資源化を予定しているとのことでした。

また、不用パソコンの保管状況については、現物確認をした結果、全ての機関において、施錠ができる倉庫、書庫等に保管されており、適切に管理していることを確認しました。

表33 実地調査機関の不用パソコン保有状況等

(単位:台)

機 関 名	平成23年11月30日 現在保有台数	平成23年12月以降 処分台数 (処分方法)	実地調査日現在 保有台数	処分予定 方法	処分予定 時期
砂防課	27		27	再資源化	平成24年度
木曾地方事務所(地域政策課)	33	33 (再資源化)	0	—	—
木曾地方事務所(農地整備課)	21	21 (再資源化)	0	—	—
工科短期大学校	25		25	再資源化	平成24年度
諏訪建設事務所	23		23	再資源化	平成24年度
飯田建設事務所	69	19 (再資源化)	50	再資源化	平成24年度ほか
松本建設事務所	106		106	再資源化	平成24年度ほか
大町建設事務所	24	15 (再資源化)	9	再資源化	平成24年度ほか
千曲建設事務所	21		21	再資源化	平成24年度
北信建設事務所	35		35	再資源化	平成24年度ほか
屋代南高等学校	37		37	再資源化	平成25年度以降
諏訪実業高等学校	39		39	再資源化	平成24年度ほか
飯田工業高等学校	183		183	再資源化	平成25年度以降
蘇南高等学校	29		29	再資源化	平成25年度以降
企業局	26		26	再資源化	平成24年度
計	698	88	610		

イ 再資源化の実施状況

実地調査機関における再資源化の実施状況は、表34のとおりです。蘇南高等学校が91台と最も多い状況です。なお、平成23年12月以降に4機関において合計88台の再資源化を実施していました。

表34 実地調査機関の年度別再資源化状況

(単位:台)

機 関 名	年度別再資源化実施台数					計
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (11月末まで)	平成23年12月 以降 ※	
木曾地方事務所(地域政策課)					33	33
木曾地方事務所(農地整備課)			1		21	22
飯田建設事務所				6	19	25
大町建設事務所					15	15
北信建設事務所	18					18
蘇南高等学校	91					91
計	109	0	1	6	88	204

※ 平成23年11月30日現在で保有していた不用パソコンのうち、12月以降に処分(手続中を含む。)したものです。

再資源化の手続については、契約関係書類を調査した結果、6機関とも適正な処理を行っていることが認められました。規則第150条に規定する「給付の検査」は、再資源化業者から提出される「リサイクル報告書」、「完了報告書」等により行っていました。

また、データの消去については、当該機関が自ら物理的破壊を行う場合と、業者へ委託する場合があります。

第3 総 括

循環型社会の形成への取組の中で、資源の有効利用の観点から、リデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再資源化）の「3R」を積極的に促進することが重要です。

そのような中、資源有効利用促進法が制定され、平成13年4月から、パソコンの再資源化の取組が始まっています。

この法律は、パソコンの製造業者（メーカー）などに、パソコンの自主回収と、その再資源化を義務付けたものであり、排出者側に再資源化の義務を課しているものではありませんが、自治体としては、同法の趣旨に則り、率先して再生資源及び再生部品の利用の促進を図ることが必要です。

また、パソコン内のデータには個人情報等、その漏えいを防がなければならないものが含まれる場合が多いことから、パソコンの処分にあたっては、データの取扱いについて十分留意する必要があります。

これらの状況及び監査の結果を踏まえて、以下のとおり意見及び検討事項について述べます。

1 再資源化の促進【意見】

平成20年4月1日から平成23年11月30日までの間に512台のパソコンが再資源化されましたが、一方で、1,024台が通常の廃棄物として処分されていました（表5参照）。再資源化を実施しなかった理由には、「再資源化の認識がなかった」との回答が最も多い（表11参照）ことなど、一部機関においては、認識が不足している状況も見受けられました。資源の有効利用の重要性に鑑み、今後のパソコンの処分に当たっては、再資源化を積極的に促進してください。

また、再資源化は、通常の廃棄物処理に比べて、より費用を必要とすることから、予算の確保が課題となります。予算主管課にあつては、予算の確保に努めてください。（共通）

2 効率的な再資源化【意見】

再資源化にあたっては、契約業者ごとに運搬費用がかかりますが、一般的には、契約台数が少ないほど、1台当たりの費用は割高になります。

そのような中で、松本地方事務所地域政策課では、地方事務所各課及び合同庁舎内各機関の、また、木曾地方事務所地域政策課では、地方事務所各課の不用パソコンを集めた上で、一括で再資源化の手続きを行っており、効率化及び経費の節減の観点から有効な手段であると考えられます。

再資源化にあたっては、上記の事例も参考にするとともに、近隣の機関と連携し、一括での収集運搬を行うことなど、効率的な方法について検討してください。（共通）

3 規則上の手続の徹底【意見】

- ・ 遊休物品登録を行っていない不用パソコンは、全体の約82%を占めていました（表28参照）。パソコンはオペレーティングシステム（OS）が古くなると、事務処理に適応できないこともあります。教育機関など他の機関において使用している、更に古いパソコンの更新機としては有効に活用される場合などもあると考えられることから、規則第235条に規定する遊休物品の登録を行ってください。

（共通）

- ・ 不用パソコンであっても、不用決定決議を行わないまま保管しているものが、全体の半数以上を占めている（表30参照）ほか、不用決定決議は行ったものの、その後の処分をしないまま1年以上放置しているものが、約65%を占めていました（表31参照）。

不用決定決議の徹底を図るとともに、決議後は早期に処分してください。（共 通）

4 パソコンの適切な管理【検討事項】

様々なデータを扱っているパソコンは、適切に管理しなければなりません。不用パソコンのうち、備品か消耗品かが不明なパソコンが、全体の約3割を占める現状は、決して適切とはいえません。

その背景には、パソコンを備品として購入した場合、他の備品と同様に、取得から廃棄処理までを内部事務総合システム（物品管理システム）により管理しているものの、廃棄の登録処理を行った時点でシステム上の管理は終了するため、その後の処分の有無まで確認できないこと、一方、消耗品として購入した場合には、購入関係書類等を一定期間の保存年限が経過したのちに廃棄した結果、一連の経過が不明になる場合があることなどが考えられます。

以上の状況を踏まえると、パソコンについては、取得から処分までの一体的な管理が必要なことから、備品又は消耗品の区分にかかわらず、パソコンの適切な管理方法について検討してください。（管財課）

5 データの適切な管理等【意見・検討事項】

- ・ 不用なパソコンを処分する際、パソコン内に保存されているデータの消去を行ったかが不明であったり、データを消去しないまま長期間保管しているなど、データの管理に関して適切でない事例が見受けられました。

パソコン内の情報管理については、「長野県情報セキュリティポリシー」（平成14年8月決定）により定められているところですが、その周知について徹底を図ってください。

【意見】（情報システム推進室）

- ・ 一方、データを消去している場合であっても、消去方法などについて、機関によって対応にばらつきがみられました。

データには、個人情報等も含まれることから、その重要性に鑑み、データの適切な消去方法、消去時期等について検討してください。

【検討事項】（情報システム推進室）

- ・ パソコンの処分に併せて、データ消去についても業者に依頼する場合は、委託契約書にデータ消去に関する条項を盛り込むとともに、データの消去結果については、書面の提出を求めて確認してください。

なお、処分までに時間を要し、一定期間保管せざるを得ない場合は、処分に先行してデータの消去を行ってください。

【意見】（共 通）

6 今後の課題【意見】

現状において、パソコンの再資源化及びデータの取扱いについては、それぞれの機関において実施することとされていますが、機関ごとの対応では、効率化や経費の節減にも自ずと限界があり、また、適切な手続が確保されない場合も考えられます。

将来的には、担当部署を設けるなどの体制づくり、効率的な処理方法の検討・実施、マニュアルの整備による手続の明確化、情報漏えいの防止の徹底など、県全体での一元的かつ積極的な取組が望まれます。

（共 通）

【参考 1】関係法令等

○「資源の有効な利用の促進に関する法律」（抜粋）

（事業者等の責務）

第四条 工場若しくは事業場（建設工事に係るものを含む。以下同じ。）において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者（以下「事業者」という。）又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行うに際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない。

2 事業者又は建設工事の発注者は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部を再生資源若しくは再生部品として利用することを促進し、又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。

（消費者の責務）

第五条 消費者は、製品をなるべく長期間使用し、並びに再生資源及び再生部品の利用を促進するよう努めるとともに、国、地方公共団体及び事業者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力するものとする。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて資源の有効な利用を促進するよう努めなければならない。

○「長野県廃棄物処理計画（第三期）」（平成23年2月策定）（抜粋）

【序章 廃棄物処理計画の基本的な考え方】

廃棄物処理計画（第三期）の策定にむけて

廃棄物に係る法体系の一応の整備がされ、各主体による様々な取組が推進される中、課題や改善が指摘されている点もあり、今後は制度や取組の細部にわたる検証等を行い、更に効率的・効果的な取組を推進する必要があります。

廃棄物の排出量は排出抑制の推進や人口の減少等により今後も減少が見込まれますが、とりわけリサイクル率については増加傾向が鈍化しており、更に一歩進んだ取組を推進する必要があります。

県民、事業者をはじめとする各主体が、その役割や責務を深く認識し、自主的に、そして、協働して推進する取組が県全体の大きな効果につながります。

廃棄物処理計画（第三期）は、各主体の取組を最も大切と考え、具体的な取組を位置付けます。

【第3章 廃棄物の排出抑制・再資源化の推進】

第2節 資源の循環利用の推進

パソコン、小型充電式電池のリサイクルを推進します。

循環型の経済システムに移行するため、資源有効利用促進法に基づき、同法で製造等事業者による回収及び再資源化が義務付けられている指定再資源化製品（パソコンと小型二次電池（小型充電式電池））のリサイクルと適正処理等を推進する必要があります。

[施策の展開]

製造業者による3Rの取組に県民及び事業者が協力していく体制を推進するため、リサイクル製品の購入、使用済製品のメーカー指定の回収システムへの排出等と呼びかけます。

リサイクル料金の支払われていないパソコン（平成15年10月以前に販売されたもの）の中には、廃止されるまでの期間が長いものもあることから、継続してリサイクル義務・料金等について周知・広報を図ります。

【参考 2】データの消去

データ消去にならないケース

- ・データをパソコン内の「ごみ箱」に捨てる。
- ・「ごみ箱」を空にする。
- ・ワード、エクセルなどのプログラムを削除（アンインストール）する。
- ・付属のリカバリーCDを使い初期化する。 など

データ消去になるケース

- パソコンが起動する場合
 - ・データ消去用専用ソフトウェアで消去
 - ・ハードディスクを物理的破壊
- パソコンが起動しない場合
 - ・ハードディスクを物理的破壊